

弁護士協同組合 弁護士のつぶやき

三重弁護士協同組合
青年部会

山本 敦子



- 1 皆様、初めまして。簡単に自己紹介をさせていただきます。私は、津駅前にある法律事務所に所属しております、弁護士の山本敦子と申します。年齢がばれるのでいつかは申せませんが、ずいぶん昔、小さな会社で会社員をしていました。大阪市平野区にあるプレハブの建物に毎日出勤し、社長の隣に机を並べ、毎日を過ごしていました。とても懐かしい思い出です。
- 2 三重弁護士協同組合青年部会が、この「弁護士のつぶやき」の連載枠をいただき、今回で連載も8回目となりました。これまでのバックナンバーをみたところ、これまで刑事系のお話が無かったようなので、今回は、刑事事件のお話をしたいと思います。

3 (1) 刑事事件なんて、普通に暮らしていれば、テレビのニュースで目にすることくらいで、自分とは関係がないと思われるかもしれません。ただ、悪いことをしようと思っていても加害者となってしまうことがあります。それは、車の運転です。例えば、会社の従業員の方が交通事故の加害者になってしまった場合には、会社にはどんな影響があるでしょうか。

(2) 次のようなことを考えてみます。

ある日、働き盛りの40代の従業員Aさんが無断欠勤しました。Aさんは無断欠勤なんてしたこと�이ありません。会社の中では、Aさん、寝坊でもしたのか、電話しても出ないなあ、一人暮らしだし血圧が高いって気にしていたし家の中で一人で倒れているんじゃないいか、などと心配する声もではじめたところ、会社の電話が鳴りました。電話を取ると、警察官からでした。警察官が言うには「そちらの従業員のAさんが、朝の通勤の際、車で死亡事故を起こしてね、今、警察の留置場にいまして、とりあえず会社には行けないので連絡して欲しいと言ってるので連絡したんですわ」と。

この日、Aさんは、B社に打ち合わせをしに行く予定

でした。その仕事は、ほとんどをAさんが担当しており、Aさんがいないと仕事が進められず、困ってしまいました。(3)このような場合、Aさんはいつ仕事に復帰なのでしょうか。

(4)もし、Aさんが警察に身柄拘束された場合でも、「逮捕」だけで済んだ場合は、2、3日のうちにAさんは仕事復帰できます。

しかし、「勾留」までされてしまった場合、勾留期間が最大20日間続きます(これを被疑者勾留といいます)。

この20日が過ぎればAさんが仕事に復帰できるかというと、そう簡単にはいきません。勾留期間の20日間のうちに、検察官がAさんを起訴するかどうか決めますが、もし、起訴するとなると、その後は、裁判への出頭を確保するための勾留(被告人勾留といいます)が始まります。(もし、起訴しないとなれば、Aさんは、釈放され、仕事にも出てこられることになります。)そして、被告人勾留は、結局裁判が終わるまで続きます。裁判は、争いのない裁判であれば、起訴後、2か月足らずで終わるのが通常と思われます。なので、それくらいは、Aさんは仕事に出てこられないかもしれない、ということになります。

(5) 2か月もの長期間、貴重な戦力が仕事に出てこられないなんて困る!と、社長は頭を抱えてしまうかもしれません。この、長期にわたる身柄拘束から解放してもらう制度があります。それが「保釈」です。かの有名な外国人の社長さんで話題にもなったあれです。この保釈も簡単ではなく、①裁判所の許可、②保釈保証金の準備、という2つのハードルを越えなければなりません。もしかすると、Aさんの家族から「社長、保釈金を貸してくれませんか」と相談があるかもしれません。なお、保釈金は、Aさんが、裁判所との約束をきちんと守り、ちゃんと裁判を受ければ、裁判が終わった後に戻ってくるお金です。

もし、保釈されなかったとしても、裁判が終われば、Aさんは釈放され、やっと、仕事に復帰できるということになります(懲役の実刑ではないことを想定しています)。

4 以上、会社の従業員の方が交通事故の加害者になり身柄拘束されてしまったら、というお話をでした。

これまでの連載とは趣が違いましたが、いかがでしたでしょうか。

以上